

【答申の概要】 諮問第270号 特定工事において実施したとされる土地測量の面積に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定工事において実施したとされる土地測量の面積に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地の面積に係る測量面積 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和7年3月13日
主な論点	静岡市清水区内の4箇所の土地の各筆ごとの求積測量は実施していないため、対象となる公文書を作成等しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事（以下「本件工事」という。）に関し、別記1のとおり静岡市清水区の4筆の土地（以下「本件対象地」という。）で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量面積を記した文書である。

実施機関は、本件対象公文書を取得も作成もしておらず保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を不服とし、本件決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、本件対象公文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 本件対象公文書の不存在について

審査請求人は、平成25年7月29日に、本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件開示請求と同内容の公文書の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、本件対象地については、公簿面積による全筆買収であったことから実測測量を実施していないとして、平成25年8月12日付けで、本件決定と同様、非開示（不存在）決定を行ったが、審査請求人は、これを不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づく異議申立てを行った。

当審査会は、平成25年10月16日付け静土用第29-2号により実施機関から諮問を受け、平成26年3月24日付け静情審第64号（以下「先例答申」という。）において、別記2のとおり、本件対象地を含む土地1筆ごとの測量を実施していないとする事実を前提に、実施機関の決定を妥当と判断した。

審査請求人は、本件審査請求において、先例答申に係る事案におけると同様の主張を繰り返しているといわざるを得ず、新たな主張や根拠の提示はなされていない。そうすると、当審査会が先例答申において示した本件対象地における測量実施に係る実施機関の主張についての判断を変更すべき事由も認められない。

したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地の面積に係る測量面積

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

別記2 平成26年3月24日付け静岡審第64号 答申内容抜粋

5 審査会の判断

(2) 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告〇〇、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成〇年（ワ）第〇号土地交換代請求事件（以下「土地交換代請求事件」という。）の平成〇年〇月〇日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠（甲4～7）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。（中略）(2)本件各土地は、昭和50年10月、土地改良法による換地処分を受けた。(3)被告は、昭和57年以降、巴川流域整備計画を策定し、平成10年以降、清水市（当時）〇〇地区の役員、関係者や事業による買収予定地（以下「買収予定地」という。）の地権者に対して順次事業計画等に係る説明会を実施した。被告は、買収予定地のうち、土地改良法による換地処分がされた土地（以下「換地処分地」という。）を全筆買収する場合には、公簿面積が実測により登記されたものであることを前提に、測量を行わずに公簿面積で、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する場合には、測量を行って実測面積でそれぞれ取得することとし、平成12年9月30日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。(4)被告は、平成12年12月19日、買収予定地の地権者部会との間で、換地処分地を全筆買収する場合には公簿面積で、その他の場合には実測面積で現況地目による1平方メートル当たりの単価（田6万5000円、畑6万5700円、雑種地7万5600円、宅地13万円）をもって買収することを合意した。（中略）3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであること

を前提に、本件各土地について公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたというのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるといふべきである。そして、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いが無い。」と事実認定され、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合理的であると認められる。